

年金
だより

国民年金保険料学生納付特例のご案内

問 長崎北年金事務所 ☎861-1354 長崎南年金事務所 ☎825-8701
健康保険課年金係 ☎801-5821

20歳以上の学生で、ご本人の前年所得が一定額※以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

※所得のめやす 128万円+(扶養親族等の数×38万円)

対 学生納付特例の対象校である大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生

- 申請して約2か月後に、承認(却下)通知のハガキが送付されます。
- 毎年4月以降に、その年度分の申請が必要となります。

なお、4月始めに日本年金機構より届いたハガキ形式の申請書を提出された方は、申請の必要はありません。

マイナポータルから学生納付特例の電子申請ができます。

※電子申請にはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。

詳しくは、日本年金機構ホームページか電話(年金加入者ダイヤル)でご確認ください。

- ホームページ 日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>
- 年金加入者ダイヤル 0570-003-004または03-6630-2525(050ではじまる電話でかける場合)
(受付時間)月～金 8時30分～19時 第2土曜日 9時30分～16時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

令和5年度の国民年金保険料・老齢基礎年金額

- 国民年金保険料・・・16,520円/月
- 老齢基礎年金額(満額) 67歳以下(昭和31年4月2日生 以後)の方・・・66,250円/月
68歳以上(昭和31年4月1日生 以前)の方・・・66,050円/月



消費者
注意報

ネット通販の広告は最後まで見て、 定期購入になっていませんか？

問 長与町消費生活相談窓口 ☎883-1111 長崎県消費生活センター ☎824-0999

スマホで「お試し価格〇〇円」「初回限定」「いつでも解約可能」の格安商品の広告を見つけ、1回だけのつもりで健康食品や化粧品などを注文したところ、「定期コースになっていて解約しようと電話しても繋がらない」「定期購入が条件で解約できない」「初回解約なら通常料金を支払ってもらおう」と言われたという相談が寄せられています。

消費者へのアドバイス

- インターネットショッピングは通信販売です。通信販売にクーリング・オフ制度はありません。
 - 「いつでも解約はできる」は、解約はいつでもできるが初回注文の解約で初回分の代金だけ払えば解約できるとは限りません。自己判断で思い込んでいませんか。通信販売の解約などは、事業者が提示する「返品・解約条件」に従うことになります。どこかに解約条件が書いてあるはずですよ。
 - 「格安」、「初回限定」の宣伝文句に目を奪われがちですが、「定期購入」「定期コース」などの文字がないかよく確認してください。広告画面をスクロールし最後に小文字で「特定商取引法に基づく表記について」「返品について」「利用規約」のURLがありませんか。その中に定期コース、解約条件のことが書いてあるかもしれません。特に定期購入が条件となっているならその期間や支払総額など、解約する場合の解約条件を確認してください。
 - トラブル回避のため、広告画面、申込画面、確認画面をスクリーンショットで保存しておきましょう。
 - 業者に電話しても繋がらず、解約期間を過ぎてしまうケースも見られます。業者に連絡をした証拠として、業者の連絡指定時間内に電話、FAX、メールなどをした記録を残しておきましょう。
 - 通信販売を行っている事業者はサイト上に「特定商取引法に基づく表記」として事業者の所在地や連絡先などを明記してあることが多いです。商品についてだけでなく、相手のこともよく調べた上で注文するようにしましょう。
- ※テレビショッピングも通信販売になります。注文時に定期購入にならないか確認することが必要です。
困ったときは長与町役場相談窓口または長崎県消費生活センターへご相談ください。